

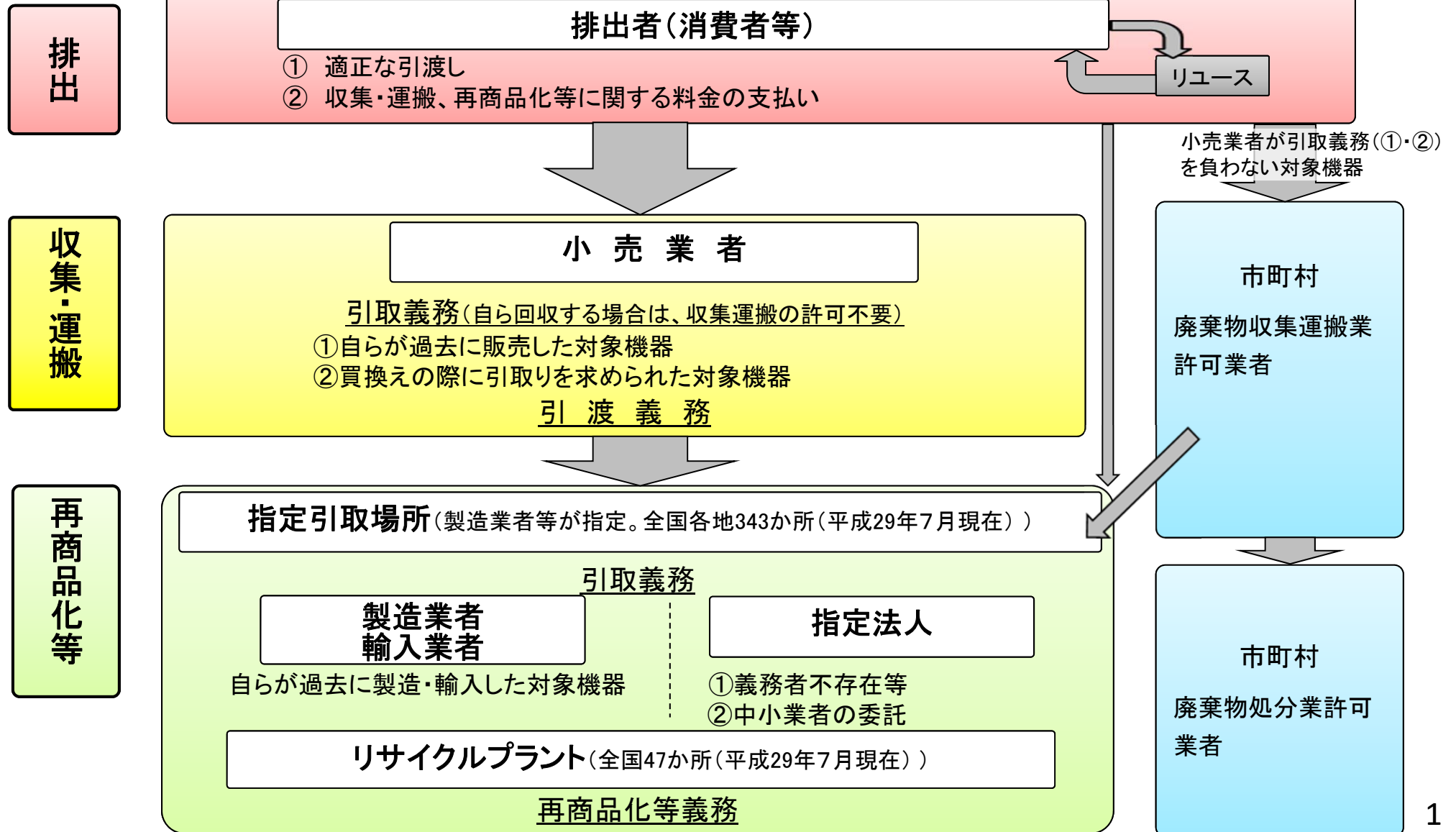
家電リサイクル制度について

平成30年2月

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室
環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

家電リサイクル法のポイント

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的(経済産業省・環境省の共管法)。エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が対象品目。

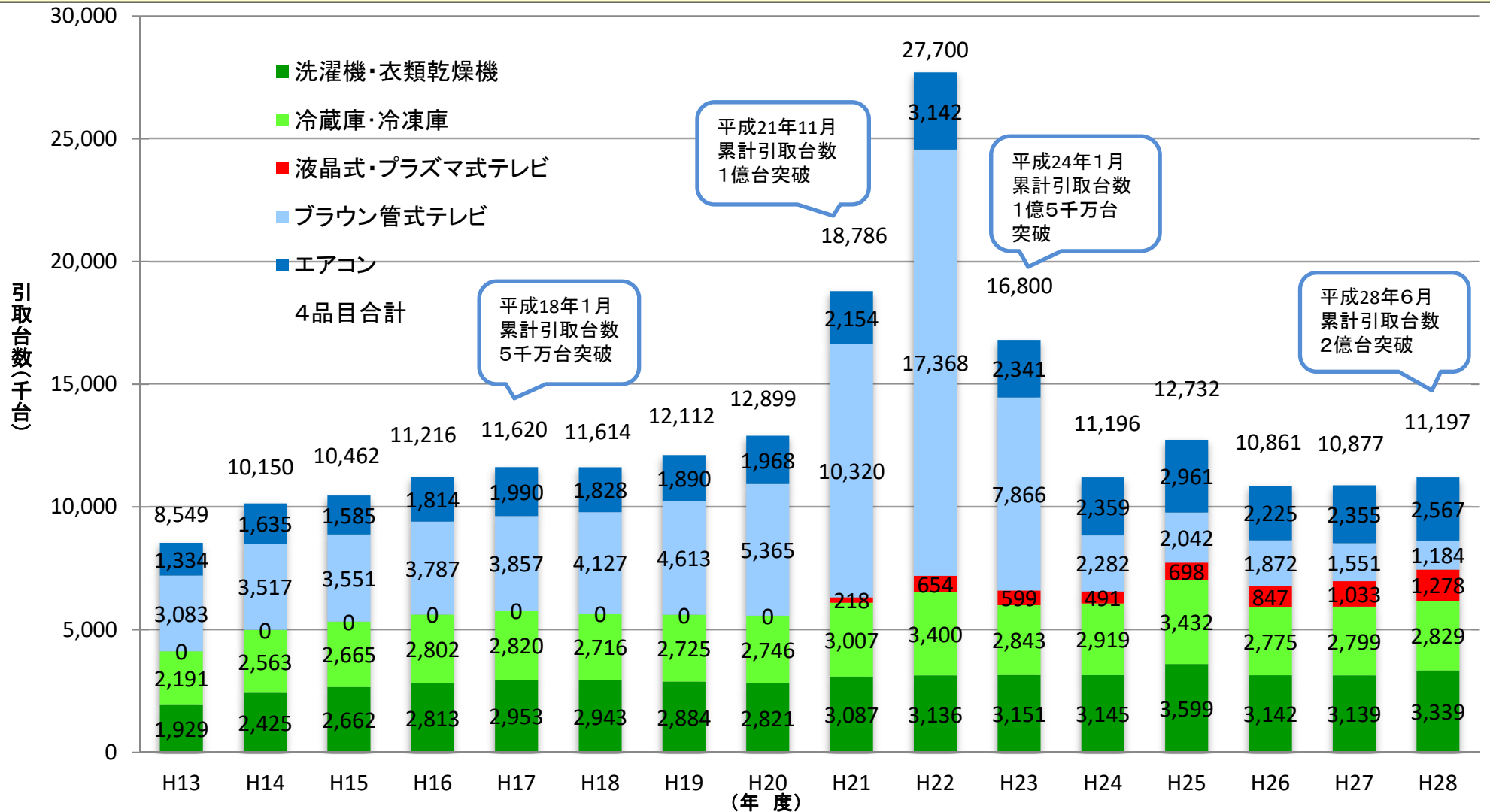


家電リサイクル法の歩み

平成13年4月	家電リサイクル法本格施行
平成16年4月	対象品目に電気冷蔵庫を追加
平成18年6月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において1度目の評価・検討の議論を開始
平成20年2月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成21年4月	対象品目に液晶式・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機を追加 法定の再商品化基準の見直し
平成25年5月	産業構造審議会・中央環境審議会の合同会合において2度目の評価・検討の議論を開始
平成26年10月	「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめ
平成27年3月	回収率目標の設定
平成27年4月	法定の再商品化基準の見直し
平成28年3月	回収率目標達成アクションプランの策定

製造業者等の指定引取場所における引取台数の推移

平成28年度、製造業者等が指定引取場所で引き取った台数は、約11,197千台となっており、平成27年度に比べ約3%の増加となっている。

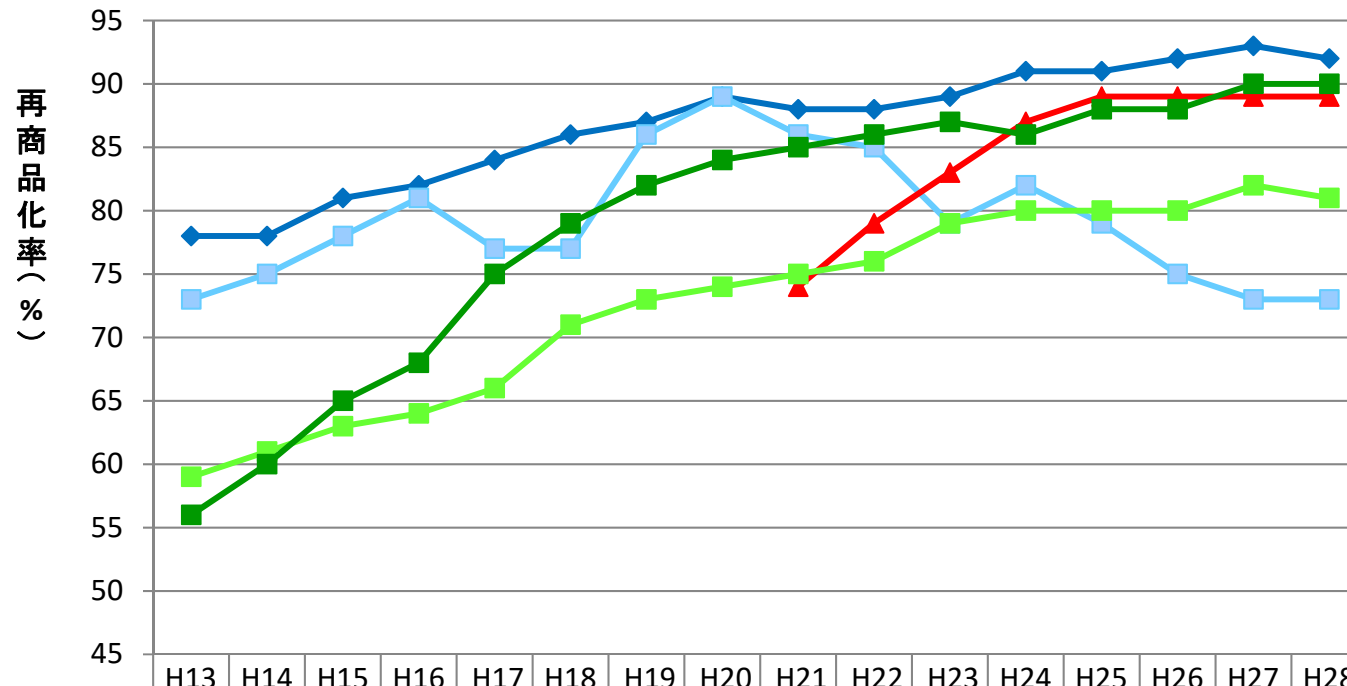


出典：平成28年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注）平成21年5月15日～平成23年3月31日購入分が家電エコポイント発行対象。平成23年7月24日に地上デジタル放送完全移行（岩手県・宮城県・福島県は24年4月1日に完全移行）

製造業者等における再商品化率の推移

- ◆ 家電リサイクル法に基づき、製造業者等には、再商品化基準が義務付けられている。
- ◆ 平成28年度、品目別の再商品化率は、エアコンで92%、ブラウン管式テレビで73%、液晶式・プラズマ式テレビで89%、冷蔵庫・冷凍庫で81%、洗濯機・衣類乾燥機で90%となっており、いずれも、引き続き、法定の再商品化基準を上回る実績を挙げている。



	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	(再商品化基準)
◆ エアコン	78	78	81	82	84	86	87	89	88	88	89	91	91	92	93	92	60%(~H20),70%(H21~),80%(H27~)
■ ブラウン管式テレビ	73	75	78	81	77	77	86	89	86	85	79	82	79	75	73	73	55%
▲ 液晶式・プラズマ式テレビ									74	79	83	87	89	89	89	89	50%(H21~),74%(H27~)
■ 冷蔵庫・冷凍庫	59	61	63	64	66	71	73	74	75	76	79	80	80	80	82	81	50%(~H20),60%(H21~),70%(H27~)
■ 洗濯機・衣類乾燥機	56	60	65	68	75	79	82	84	85	86	87	86	88	88	90	90	50%(~H20),65%(H21~),82%(H27~)

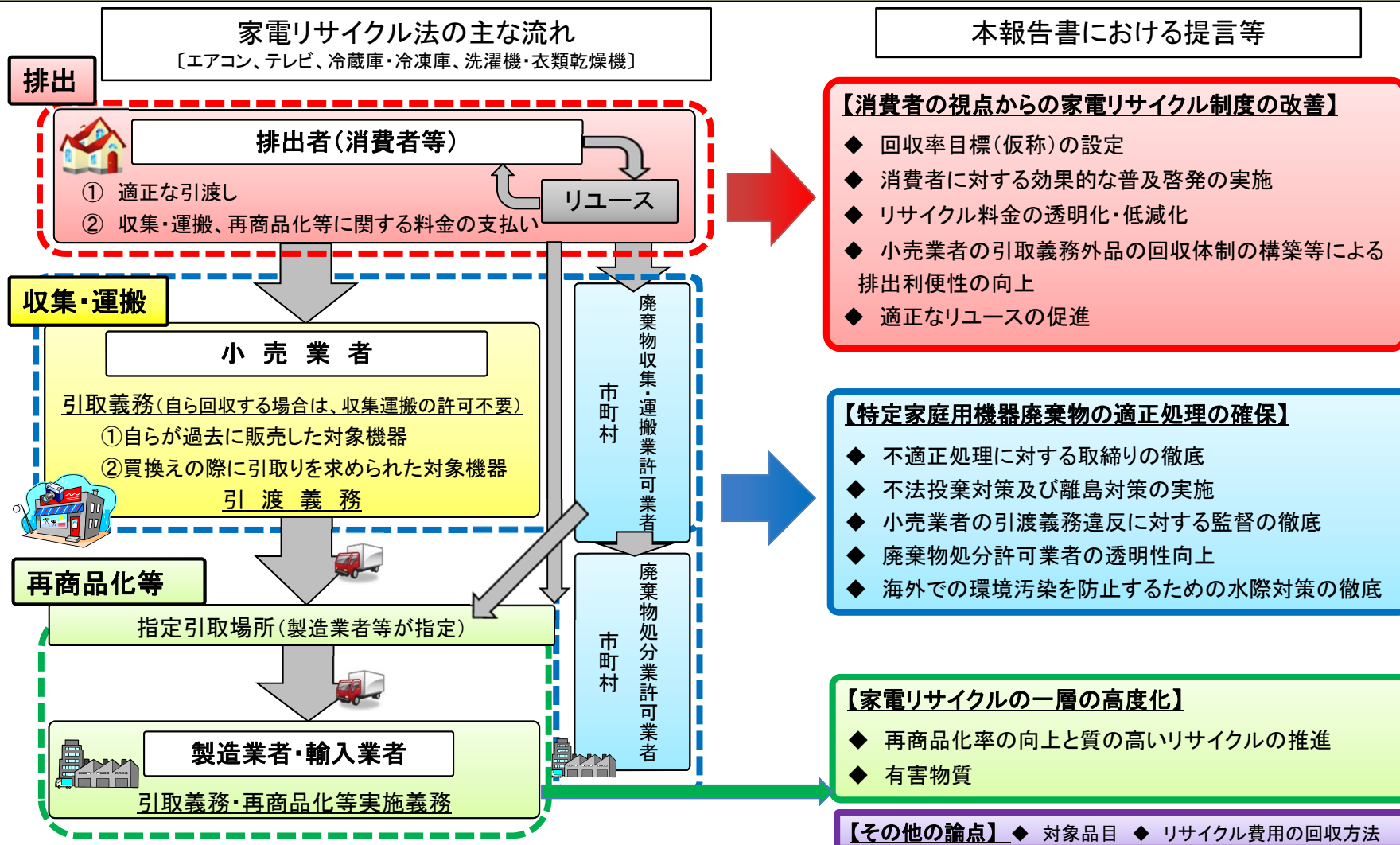
出典：平成28年度版 家電リサイクル年次報告書（一般財団法人家電製品協会）

（注1）液晶・プラズマ式テレビ及び衣類乾燥機を平成21年に対象機器に追加

（注2）平成21年度～23年度にブラウン管式テレビの再商品化率が減少したのは、一部のブラウン管ガラスが逆有償となったことによるもの。

平成26年報告書の概要

◆ 平成26年10月に取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、家電リサイクル制度は着実に成果を上げてきたとされるものの、よりよい制度を構築していくために、各主体において所要の取組を進めることが求められているところ。また、5年後を目途に、再度、制度見直しの議論を行うことが適当とされた。



(参考)回収率の算定方法と回収率目標

<回収率の算定方法>

$$\text{回収率} = \frac{\text{適正に回収・リサイクルされた台数}}{\text{出荷台数}}$$

※ 「適正に回収・リサイクルされた台数」は下記のとおりとする。

- ・製造業者等による再商品化台数、・廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
- ・地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数

※ 分母として、排出台数、出荷台数の2つが考えられるが、排出台数については、推計でしか把握できておらず、推計誤差によって回収率目標の達成・未達成が左右される懸念があることから、出荷台数を分母として回収率を算定することとされた。

<回収率目標の考え方>

○平成25年度の回収率は約49% (1223.8万台/2500万台)である。ここから

- ①不法投棄の割合を半減 (現状0.4% (9.2万台/2500万台) ⇒ 0.2%)
- ②国内外のスクラップの割合をできる限り低減 (現状6.4% (161万台/2500万台) ⇒ 0%)

を達成し、①②が全て適正に回収・リサイクルされるとすると、回収率は約7%向上することから、目標水準は56% (平成30年度)とされた。

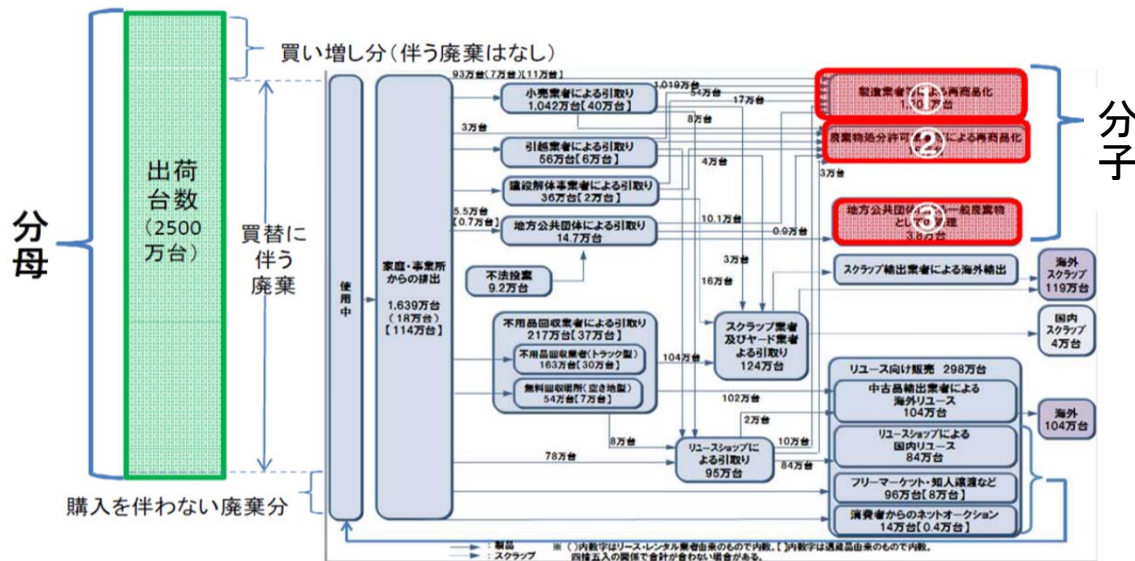


図 回収率の算定方法イメージ

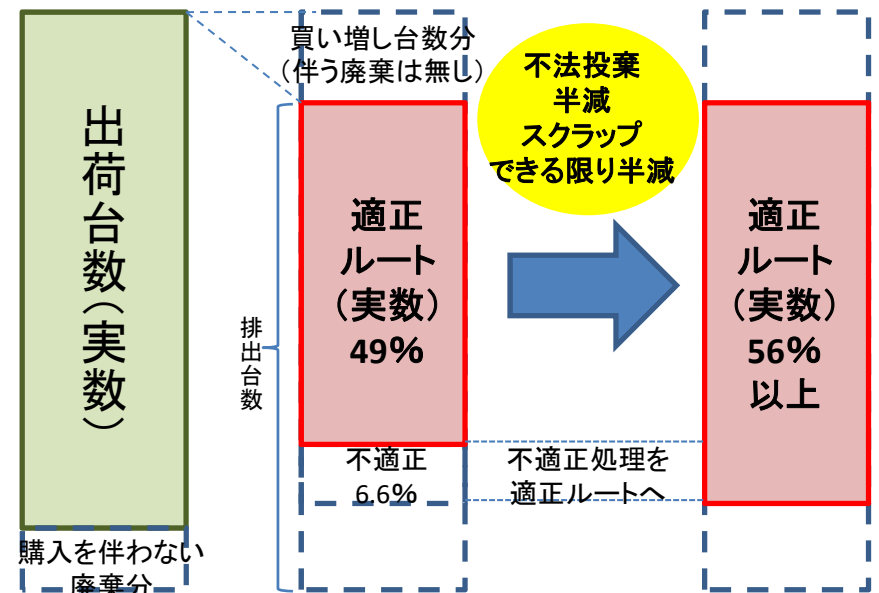


図 回収目標の考え方

平成28年度の回収率

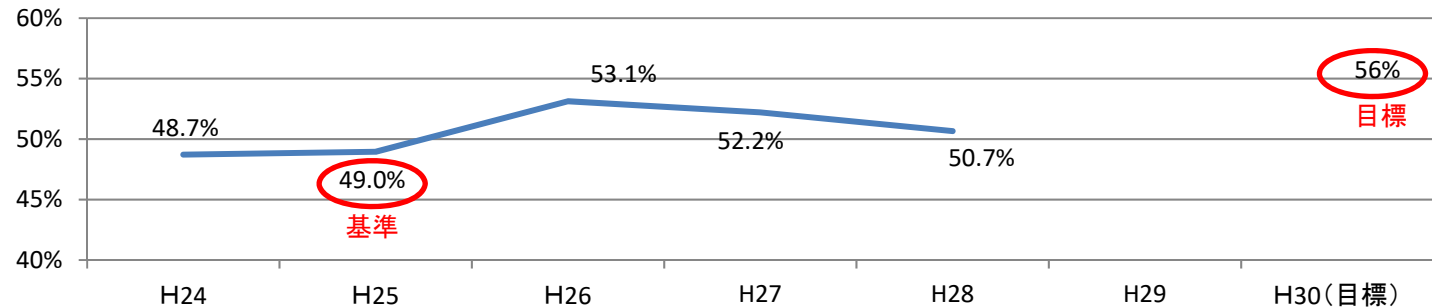
- 平成28年度の回収率は50.7%であった。
- 基準年度である平成25年度と比較すると1.7ポイント向上したが、平成27年度と比較すると、1.5%下降した。

- ①平成28年度出荷台数:2,197万台(※1) (平成27年度2,132万台)
- ②製造業者等による再商品化台数:1,108万台(※2) (平成27年度1,101万台)
- ③廃棄物処分許可業者等による再商品化台数
 産業廃棄物:2.9万台(平成27年度5.9万台)
 一般廃棄物:2.1万台(平成27年度6.3万台)
- ④地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数:0.0万台(平成27年度0.0万台)

$$\frac{\text{②}1,108\text{万台} + \text{③}2.9\text{万台} + \text{④}0.0\text{万台}}{\text{①}2,197\text{万台}} = 50.7\% (\text{平成27年度}52.2\%)$$

(※1)出所:一般財団法人家電製品協会:家電産業ハンドブック2017
 (※2)出所:一般財団法人家電製品協会:家電リサイクル年次報告書 平成28年度版

<参考>回収率の推移



単位:万台

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (目標)
分母	出荷台数	2,379	2,500	2,186	2,132	2,197	...	
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	1,134	1,204	1,148	1,101	1,108	...	
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	20	16	9.7	5.9	2.9	...	
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	6.3	2.1	...	
	廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	5	3.8	4.4	0.0	0.0	...	
	小計:適正に回収・リサイクルされた台数	1,159	1,223.8	1,161.6	1,113.2	1,113.0	...	
回収率		48.7%	49.0%	53.1%	52.2%	50.7%	...	56%

※ 平成26年度の回収率が増加していた理由については、消費増税に伴う平成25年度末の駆け込み需要のため、その際の買換えによって廃家電の排出も増大し、平成26年度に繰り越されて再商品化された分(62万台)が例年に比べ増加したためと想定される。

平成28年度の回収率について

平成28年度の回収率については、以下のことが考えられる。

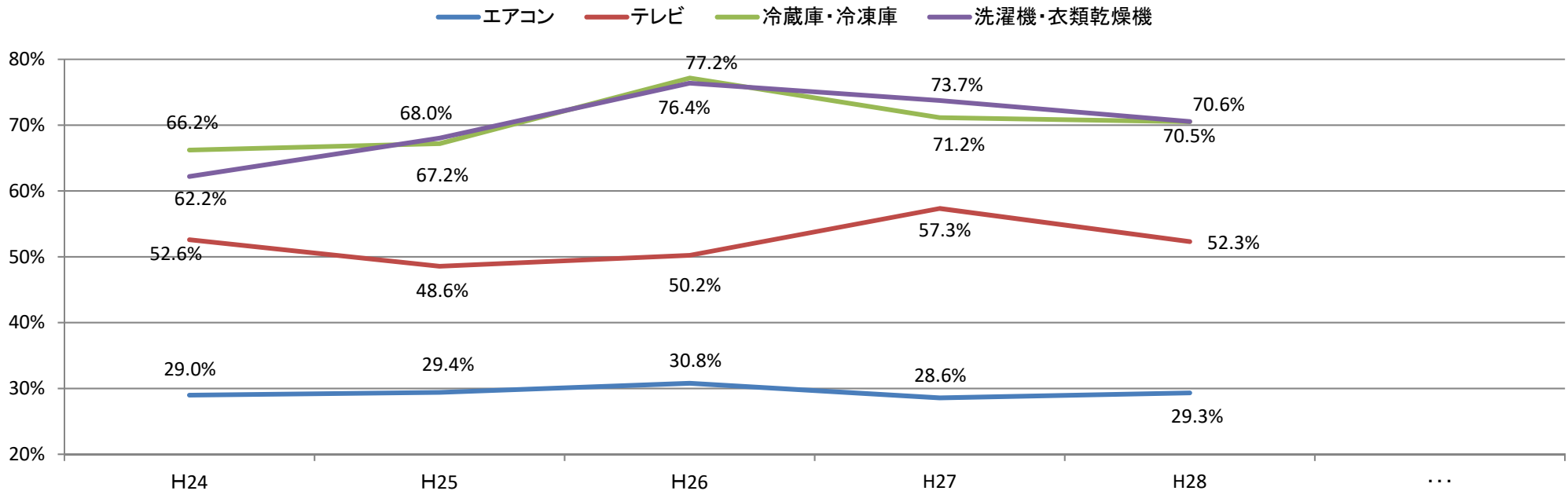
- 要素となる数値には向上・改善傾向が見られ、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じているものと考えられる。たとえば、製造業者等による引取台数及び再商品化台数は増加している。また、国内外スクラップとなった台数や不法投棄台数はそれぞれ減少している。
- にもかかわらず回収率が低下した要因としては、廃棄を伴わない買増し台数の増加(→出荷台数を分母とする回収率を押し下げる効果あり)が発生していることが考えられる。
- また、年度末に引き取られた廃家電は、年度をまたいで再商品化が行われるが、この台数は毎年度変動するものであり、平成28年度は引取台数より再商品化台数が少なかった(平成27年度は逆に引取台数より再商品化台数が多かった)ことも、再商品化台数を分子の一部とする回収率に影響していると考えられる。
- いずれにせよ、回収率低下の明確な原因を特定することは困難であるが、アクションプランに基づく各種の取組の効果が一定程度生じていると考えられることから、引き続き、同プランに基づく取組を一層推進していくことが必要。

※ なお、廃棄物処分許可業者による適正処理台数は、産廃・一廃を合わせて、平成27年度に比べ7.2万台減少しているが、これには

- ・ H27年度まで比較的大量に廃家電を取り扱っていたある産業廃棄物処分業者における、平成28年度以降の取扱い台数が減少したこと
- ・ H27年度まで比較的大量に廃家電を取り扱っていたある一般廃棄物処分業者が、平成28年度以降、取扱いをやめたこと

などが影響している。

(参考)4品目別の回収率の経年比較



単位:万台

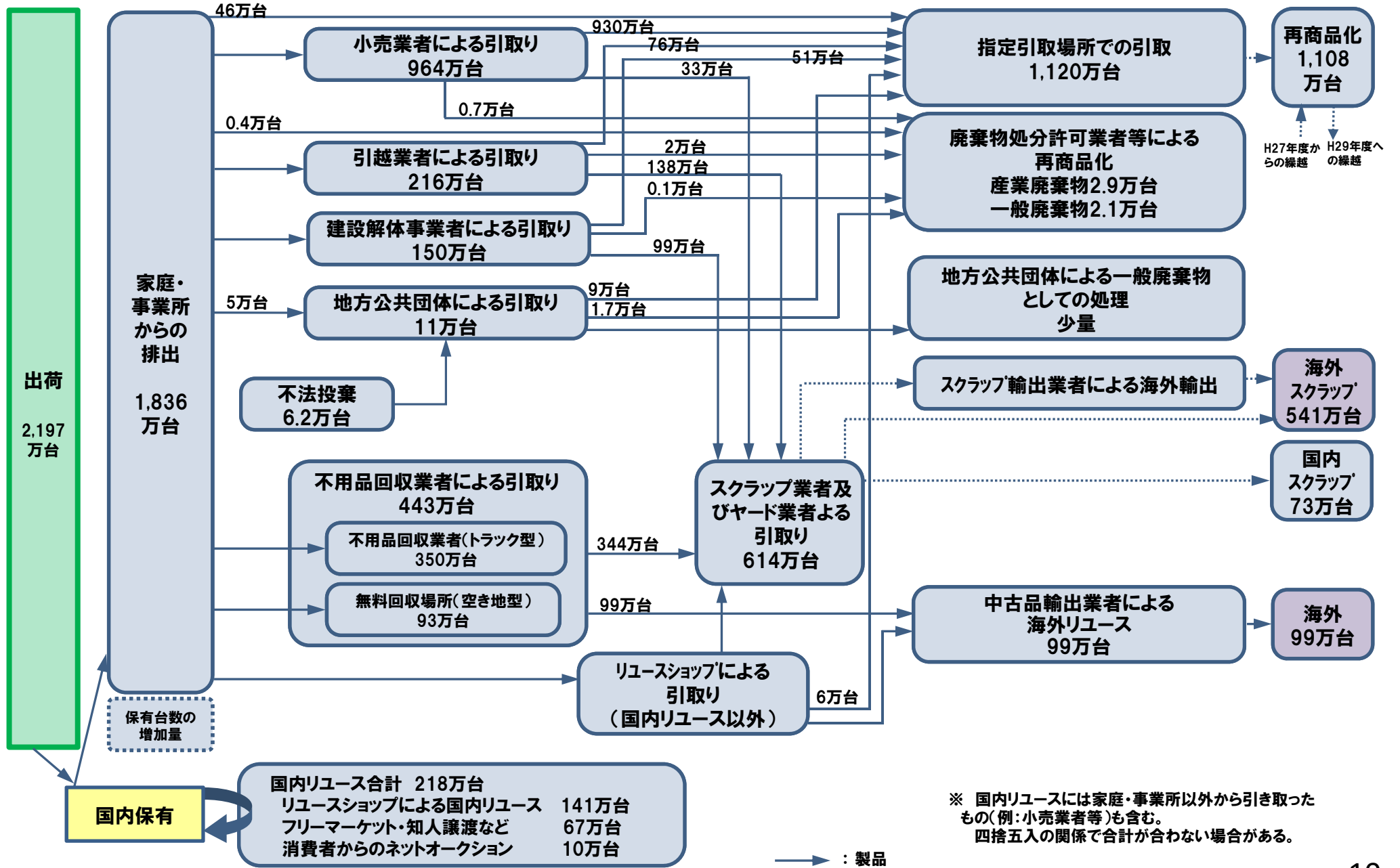
エアコン		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	852	942	809	817	853	
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	236	272	247	233	250	
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	11	5	2	0.09	0.09	
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	0.36	0.14	
	廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.1	0	0	
	小計:適正に回収・リサイクルされた台数	247	277.0	249.1	233.45	250.23	
回収率		29.0%	29.4%	30.8%	28.6%	29.3%	

冷蔵庫・冷凍庫		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	447	484	390	397	403	
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	293	322	298	280	283	
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	2	2	0.95	0.57	
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.53	0.57	
	廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	1	1	0.9	0	0	
	小計:適正に回収・リサイクルされた台数	296	325.0	300.9	282.48	284.14	
回収率		66.2%	67.2%	77.2%	71.2%	70.5%	

テレビ		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	577	558	545	490	467	
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	295	265	268	277	243	
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	4	3	3	0.69	0.30	
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	3.28	0.95	
	廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	4	3	2.7	0	0	
	小計:適正に回収・リサイクルされた台数	303	271.0	273.7	280.97	244.25	
回収率		52.6%	48.6%	50.2%	57.3%	52.3%	

洗濯機・衣類乾燥機		H24	H25	H26	H27	H28	...
分母	出荷台数	504	516	442	429	474	
分子	家電リサイクル法:製造業者等による再商品化台数	311	345	335	311	332	
	廃掃法:産業廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	2	6	2	4.20	1.96	
	廃掃法:一般廃棄物処分許可業者等による再商品化台数	—	—	—	1.16	0.48	
	廃掃法:地方公共団体による一般廃棄物としての処理台数	0	0	0.6	0	0	
	小計:適正に回収・リサイクルされた台数	313	351.0	337.6	316.36	334.44	
回収率		62.2%	68.0%	76.4%	73.7%	70.6%	

フロー推計結果(4品目合計:平成28年度)



回収率目標達成アクションプラン(平成28年3月策定)の全体像

取組の類型	取組項目 (大項目)	各主体の回収促進に向けた取組内容(中項目)						
		消費者等 の排出者	消費者団体 等のNPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村・ 都道府県
排出者による適正排出の促進	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	・家電リサイクル法に対する正しい理解と不適正な排出による環境影響への理解	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施 ・販売員等の教育	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	—	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施	・消費者等に対する適正排出を促すための周知・広報の実施
	排出者の経済的負担の軽減	・リサイクル料金等の支払	—	—	・リサイクル料金の透明化	—	・リサイクル料金の適正性の確認	—
	排出ルート・回収体制等の整備・強化	・小売業者や市町村等の適正な主体への特定家庭用機器廃棄物の引渡し	・適正なリユースの推進へ向けた協力	・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・製造業者等への引渡し ・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築への協力 ・廃家電の積極的な回収	・インターネットの活用を含む郵便局券の運用改善等 ・廃棄のみの場合の排出方法に関する案内	—	・小売業者の引取義務外品の回収体制構築支援による排出利便性の向上 ・小売業者の義務履行の促進 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進 ・適正なリユースの推進	・小売業者の引取義務外品の回収体制の構築 ・特定家庭用機器廃棄物の適正な引取り・引渡しの促進
違法業者・違法行為の対策・指導等	違法な業者・行為(廃棄物回収業者、スクラップ・ヤード業者等)の指導の徹底	—	—	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導に対する協力	—	・3.19通知(平成24年)の自治体への周知徹底、具体的な事例集の作成 ・小売業者への引渡義務違反に対する監督の徹底 ・違法な廃棄物回収業者やスクラップ・ヤード業者の指導の徹底支援 ・違法な業者・行為等の取締りに向けた制度の検討	・違法な廃棄物回収業者・処分業者等の指導の徹底(廃棄物処理法等)
	水際対策	—	—	—	—	—	・水際対策の徹底	・水際対策への協力
	不法投棄対策	—	—	—	・不法投棄未然防止事業協力等の改善を通じた市町村支援	—	・不法投棄・不適正処理対策の好事例の収集・提供を通じた市町村の取組支援	・特定家庭用機器廃棄物の不法投棄の未然防止対策の実施
流通フローの把握精度の向上・その他	—	—	・流通フローの精度向上に必要なデータ収集への協力	・回収率の精度向上に必要なデータ収集への協力	—	—	・フロー推計に関し、推計でしか把握できていない情報の実態把握及びフロー推計の精度向上	・流通フローの精度向上に必要なデータ収集への協力

回収率目標達成アクションプラン(平成28年3月策定)における連携関係

大項目	取組内容	主体					
		NPO	小売業者	製造業者等	指定法人	国	市町村・都道府県
	適正排出に係る排出者の理解促進・啓発	○	○	○	○	○	○
	リサイクル料金の透明化			○		○	
排出ルート・回収体制等の整備・強化	小売業者の引取義務外品の回収体制の構築		○			○	○
	適正なリユースの推進	○	○			○	
	違法な業者・行為の指導の徹底		○			○	○
	水際対策					○	○
	不法投棄対策			○		○	○
	流通フローの把握精度の向上		○	○		○	○

違法な回収事業者による不適正な処理について

- 違法な回収業者に家電や小型家電が回収された結果、スクラップ処理や雑品スクラップの海外輸出後の不適正処理へつながり、環境保全上の支障が生じるおそれがある。
- パソコンなど個人情報を含む機器を引き渡した場合、それらの情報が漏えいする恐れもある。
- 不適正処理・有害物質管理の観点からも、廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用した処理ルートではなく適正なリサイクルルートを利用してもらうため、様々な取組を実施。

